

下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託

特記仕様書

大阪市建設局

1 業務名称

下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 業務目的

下水道は日々の生活を支えるために不可欠なインフラであり、衛生的な環境の維持や持続可能な都市づくりに欠かせない存在である。しかしながら、下水道の仕組みや下水道事業の取り組みについては、市民に馴染みがなく、十分な認知がされていない状況である。

本業務は、下水道事業を単なる施設紹介に留めず、都市の持続可能性・安全を支える社会インフラとしての役割と、先端技術の開発と実証の場としての側面を親しみやすく、わかりやすく映像にて可視化することを目的とする。映像化にあたっては、キャラクターを用いたエンターテインメント性を取り入れるとともに、普段目にするのできない地下管路や水処理プロセスの裏側を「探検・観察」する視点で提示することで、視聴者の知的好奇心を刺激する「発見」の演出を盛り込むこととする。メインターゲットは小学生と保護者としながらも、ドキュメンタリータッチとすることで、幅広い世代の理解と関心を喚起することを狙う。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 履行場所

本市指定場所

5 適用

(1) 本業務は、次の仕様書に基づき実施するものとし、仕様書に記載されていない事項については、本特記仕様書によるものとする。

・大阪市建設局作成「業務委託共通仕様書（平成28年9月）〈令和5年9月1日以降発注分より適用〉」の「V 各種業務委託共通仕様書」「第1編 総則」及び「VI 提出書類の様式」

※共通仕様書の詳細は本市ホームページに掲載している。

掲載URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

(2) 本調達仕様書の記載事項は共通仕様書より優先する。

(3) 本業務について、契約書及び各仕様書に定められた事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行うこと。

6 業務内容

(1) 企画・構成

①作成テーマ

本業務は、ア「客観的な報道」、イ「知的好奇心と親しみやすさ」及びウ「エンターテインメント」を組み合わせることで、下水道の多面的な価値を“テレビ番組クオリティ”で伝えることを目指す。

～参考とするポイント～

ア「客観的な報道」

- ・客観性、信頼感のあるドキュメンタリータッチでの描写
- ・落ち着きと、抑揚があるトーンで、テンポの良いナレーション
- ・現場職員へのインタビュー
- ・インフォグラフィックスによる数値・構造の可視化

(参考映像：ジェトロ 世界は今)

[国際ビジネス情報番組「世界は今 -JETRO Global Eye」 | ジェトロ](#)

イ「知的好奇心と親しみやすさ」

- ・大人も子どもも楽しむことができる構成とエンターテインメント性
- ・好奇心を引き出すカメラワーク
- ・緩急のある BGM と発見を強調するナレーション
- ・キャラクターの合いの手による親しみやすさ
- ・CG による地下構造・水の流れの可視化やマクロ撮影（微生物・処理プロセス）などの特殊撮影などによる分かりやすい表現（必要に応じて）

(参考映像：ダーウィンが来た！)

ウ「エンターテインメント」

- ・象徴的なキャラクター、もしくは擬人化された存在
- ・キャッチーなフレーズ、印象に残る音楽
- ・感情に訴えるテンポ感

(参考動画：大阪市水道事業 PR 動画)

[「水道ろ過ンロール!!!」 - YouTube](#)

②想定ターゲット・利用シーン

ア 想定ターゲット

- ・小学生4年生以上及び保護者
- ・幅広い世代の下水道無関心層

イ 利用シーン

- ・下水処理場見学
- ・イベント（市内イベント・展示会等）
- ・出前講座
- ・市公式サイト・SNS
- ・その他

（２）映像の要件・規格等

映像の要件

- ア 下水道の仕組み、下水道のない世界（歴史、未来像など）【必須】、先進的な取り組み等【提案】を紹介すること

参考

[大阪市：パンフレット「大阪市の下水道」](#)（…>下水道>お知らせ）

[大阪市：大阪市の浸水対策](#)（…>下水道>お知らせ）

[大阪市：災害対策](#)（…>下水道>お知らせ）

[大阪市：アメニティ対策（都市環境対策）](#)（…>下水道>お知らせ）

[大阪市：老朽施設の改築](#)（…>下水道>お知らせ）

[大阪市：大阪市下水道のあゆみ](#)（…>下水道>お知らせ）

[大阪市：大雨に備えて](#)（…>災害に備える>風水害に備えて）

- イ 動画はトータル 15 分から 20 分以内とし、必要に応じて 2 本もしくは 3 本に分割すること。
- ウ クローズドキャプションを付与すること。（オン／オフ切替可能な形式）
- エ 実写・イラスト・アニメーションを使い分け、分かりやすく親しみやすい内容とすること
- オ 内容は小学生 4 年生程度の児童でも理解できる分かりやすさを確保しつつ、過度に子供向けに偏ることなく、幅広い年齢層の視聴に耐えうる表現や演出とすること。
- カ 落ち着いたと、抑揚があるトーンで、テンポの良いナレーションを用いた客観的・信頼感のあるドキュメンタリータッチで描写すること。
- キ 大阪市内下水道施設最大 5 か所、3 日程度のロケーションを行うこと。
（撮影場所・内容については発注者と協議の上、選定をする）
- ク 専門的になりがちな内容を、独自のキャラクターによる合いの手、緩急のある BGM、発見を強調するナレーションを用いたリズム感のある演出によって、親しみやすいエンターテインメントへ昇華させること
- ケ 下水道に因んだテーマソングを作成し、コンテンツ内で使用すること。
- コ インフォグラフィックスによる数値・構造の可視化、CG による地下構造・水の流れの可視化や、マクロ撮影（微生物・処理プロセス）などの特殊撮影などによる分かりやすい表現を用いること。【提案】

映像の規格

映像ファイルの解像度は「4K」(3840×2160ピクセル)を基本とする。アスペクト比は16:9、ビットレートは用途に応じて適切に設定すること、最大フレームレートは30~60fpsとして制作すること。

(3) 校正

- ① 映像コンテンツ(テーマソングを含む)に対して発注者による内容確認および修正指示は1本あたり概ね3回程度とする。
- ② 受注者の責に帰すべき誤り(事実誤認、誤字脱字、音声欠落、権利表示漏れ等)に起因する修正は、前項の回数に含めない。

(4) 映像制作に関する留意点

- ① 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了解を得て使用すること。
- ② 成果物に使用する画像・映像(写真を含む)の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ③ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ④ 大阪市HP掲載情報等、大阪市が公開している情報を素材として使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。
- ⑤ 受託業務の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくものとし、その最終決定に際しては、発注者と協議の上、提案内容から修正できるものとする。
- ⑥ 撮影にあたっては、次の点に留意し、法令を遵守するとともに、周囲の安全確保に十分配慮すること。
 - ア 撮影場所の管理者と打ち合わせを行うこと
 - イ 許認可が必要な場合は、所管の機関等に届出を行うこと

(5) 工程管理及び打合せ記録

- ① 受注者は、常に作業の進行状況について把握し、确实・効率的な工程管理を行うこと。
- ② 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密接に連絡をとり、業務の方針、条件等について疑義がある場合は速やかに協議すること。
- ③ 受注者は、契約締結の日の翌日から14日以内に工程表を提出するものとする。工程に変更が生じ、その内容が重要な場合には変更工程表を速やかに提出して、発注者と協議すること。
- ④ 受注者は、業務の進捗状況に応じて、業務ごとに発注者へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- ⑤ 受注者は、発注者が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- ⑥ 受注者は、発注者と打合せを行い、その都度、その内容について任意の様式で打合せ記録簿に記録、提出し、相互に確認しなければならない。

(6) その他の業務

受注者は、その他本契約を履行するに当たり必要な業務を行うこと。

7 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- ① 本業務に関わる実施報告書 2部
- ② DVDディスク 各映像13部（盤面印刷を含む。）
- ③ 電子データ 2部
- ④ その他発注者が提出を求めるもの

(2) 映像の電子データ

- ① 制作した映像の完成版、白素材（BGM、音声、テロップが入っていない同内容の映像で、素材音声のみ残す）のMP4形式の電子データ
- ② 映像の変換前（非圧縮もしくは可逆圧縮）電子データ
※映像ファイルの解像度は「4K」（3840×2160ピクセル）を基本とする。
※アスペクト比は16：9、ビットレートは用途に応じて適切に設定すること、最大フレームレートは30～60fpsを基本とする。

(3) 成果品にかかるその他留意点

- ① DVDディスクは配布用としてDVD規格で作成すること。
- ② 詳細は受注者より提示し、発注者と協議の上、決定する。
- ③ 成果品の電子データは、USBメモリーやDVD-ROM等データ容量に応じた最適な媒体を選択し、納品すること。
- ④ 提出する成果品の電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」及び「チェック年月日（西暦表示）」を明記すること。
- ⑤ 成果品の帰属についてはすべて発注者の所有とする。
- ⑥ 本業務で新たに制作するテーマソング（楽曲・歌詞・編曲・録音物を含む）についても、成果品として発注者に帰属するものとする。ただし、第三者の権利を含む素材を利用する場合は、発注者が使用するために必要な範囲で無償利用できるよう、受注者が権利処理を行うものとする。

8 留意事項

- (1) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やか発注者に報告し、十分協議すること。
- (2) 本業務の実施にあたって必要となる経費はすべて、受注者が負担すること。

- (3) 本業務で想定される事故や災害に備えて、保険に加入すること。
- ・個人情報の取扱いについては、本市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、既存の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

9 再委託について

業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

10 その他

(1) 参考資料の貸与及び収集

- ① 発注者は、本業務に必要な関連資料等を貸与する。
- ② 受注者は、貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、紛失又は破損した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納め若しくは現状に復し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- ③ 受注者は、業務完了時に貸与された資料を発注者へ返却しなければならない。返却時には、必ず発注者の確認を受けること。
- ④ 受注者は、発注者が貸与する資料等のほか、本業務に必要な資料等を関係各所に出向き収集すること。

(2) 検査について

令和8年度実施の業務については、令和8年度末に履行確認のための検査を行う。

11 担当部署

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局 下水道部調整課（経営企画担当）

電話 06-6615-6855 FAX 06-6615-7690

メールアドレス keieikikaku-gesui@city.osaka.lg.jp

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

インボイス特記仕様書

インボイス制度の開始に伴い、以下の項目について変更を行う。

- ① 業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞ VI 提出書類の様式 業務委託完了時の提出書類 様式3-10について、様式の変更を行う。
なお、変更後の様式は大阪市建設局ホームページに掲載している。
掲載場所：大阪市ホームページから 産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞インボイス制度の開始に伴う請求書の様式変更について
- ② 業務完了通知書、業務委託部分完了通知書もしくは部分払検査願とともに、適格請求書発行事業者か否かが確認できる書類（提出日を記載した国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトや適格請求書発行事業者の登録通知書の写し、または次のような任意様式等）を提出することとする。

適格請求書発行事業者登録番号の有無について

標題について、次のとおり申し立てます。

登録有 登録番号：T _____

登録無

今後、登録状況について変更があればすみやかに届け出ます。

日付： 年 月 日

事業者名：

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで利用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。